○高齢者の医療の確保に関する法律

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四・八・二二法六二）本則三七条（平成二八・一〇・一施行）

附則

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）

第三条の六（柱書略）

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に同年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の八第一項第一号において「調整対象給付費見込額等」という。）における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の九第一項第一号に規定する概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入者割後期高齢者支援金の概算額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額をいう。附則第十三条の八第一項第二号において「前期高齢者支援金の概算額」という。）

二　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の九第一項第一号に規定する概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入見込率を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八第一項第二号において「前期高齢者支援金の概算額」という。）

三　（略）

四　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に平成二十八年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八第一項第二号及び第三項において同じ。）

（改正後の①）

②③（改正により追加）

（平成二七法三一により削られた）

第三条の七（柱書略）

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に同年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の九第一項第一号において「調整対象給付費額」という。）

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象給付費額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に平成二十八年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九第一項第二号及び第三項において同じ。）

（改正により追加）（平成二七法三一による改正後の③）

（平成二七法三一による改正後の第三条の四）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第三条の八①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）に三分の一を乗じて得た額

三　（略）

四　特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

②（略）

③　第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額は、平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に厚生労働省令で定めるところにより算定される同年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として、特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額

④（柱書略）

一　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

三　（略）

（平成二七法三一による改正後の第三条の五）

第三条の九①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定調整対象給付費額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の確定額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

三　（略）

四　特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

②（略）

③　第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額とする。

④（柱書略）

一　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

三　特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の概算報酬総額見込額に係る概算調整対象基準額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額見込額で支援金概算拠出及び同年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額見込額で支援金概算拠出及び同年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例

第三条の九①（柱書略）

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十一条第一項の規定により算定される前期高齢者支援金額（以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二　（略）

三　特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額を控除した額に係る概算後期高齢者支援金額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の④）

④　第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令でめるところにより、各被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額を同年度における当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。（改正後の④）

第一項第一号において「調整対象給付費額等」という。）

二　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の九第一項第一号に規定する概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入率を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

三　（略）

四　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象給付費額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に平成二十八年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九第一項第二号及び第三項において同じ。）

（改正後の①）

②（改正により追加（平成二七法三一による改正後の③）

平成二七法三一による改正後の第三条の四）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第三条の八①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）に三分の一を乗じて得た額

三　（略）

四　特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

②（略）

③　第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額は、平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に厚生労働省令で定めるところにより算定される同年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

④（柱書略）

一　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二　（略）

三　特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額を控除した額に係る概算後期高齢者支援金額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の④）

④　第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令でめるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額を同年度における当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

第一項第一号において「調整対象給付費額等保険者」という。）

二　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の九第一項第一号に規定する概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入率を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

三　（略）

四　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象給付費額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に平成二十八年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九第一項第二号及び第三項において同じ。）

（改正後の①）

②（改正により追加（平成二七法三一による改正後の③）

平成二七法三一による改正後の第三条の四）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第三条の八①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）に三分の一を乗じて得た額

三　（略）

四　特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

②（略）

③　第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額とする。

④（柱書略）

一　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二　（略）

三　特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額を控除した額に係る概算後期高齢者支援金額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の④）

④　第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令でめるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額を同年度における当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

第三条の九①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定調整対象給付費額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の確定額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象給付費額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に平成二十八年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九第一項第二号及び第三項において同じ。）

（改正後の①）

②（改正により追加（平成二七法三一による改正後の③）

平成二七法三一による改正後の第三条の四）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第三条の八①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）に三分の一を乗じて得た額

三　（略）

四　特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

②（略）

③　第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額とする。

④（柱書略）

一　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二　（略）

三　特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額を控除した額に係る概算後期高齢者支援金額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の④）

④　第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令でめるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額を同年度における当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

第三条の九①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定調整対象給付費額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の確定額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象給付費額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に平成二十八年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九第一項第二号及び第三項において同じ。）

（改正後の①）

②（改正により追加（平成二七法三一による改正後の③）

平成二七法三一による改正後の第三条の四）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第三条の八①（柱書略）

一　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金の概算額」という。）に三分の一を乗じて得た額

三　（略）

四　特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額

②（略）

③　第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の二を乗じて得た額とする。

④（柱書略）

一　各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額を平成二十八年度における当該各特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二　（略）

三　特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額を控除した額に係る概算後期高齢者支援金額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の④）

④　第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令でめるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額を同年度における当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

第三条の九①（柱書略）

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十一条第一項の規定により算定される前期高齢者支援金額（以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二　（略）

三　特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

新②　前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額を控除した額に係る概算後期高齢者支援金額を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の③）

③　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に厚生労働省令で定めるところにより算定される平成二十八年度における当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。（改正後の④）

④　第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令でめるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額を同年度における当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

る。（改正後の⑤）

（平成二七法三二による改正後の第一四条の三）